

平成26年度被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第33条の16及び児童福祉法施行規則第36条の30の規定により、平成26年度において対応した被措置児童等の状況について報告します。

1 件数

通告・届出・通知件数	内 訳	
	該 当	非該当
1 件	1 件	—

2 事案の概要

被措置児童等	虐待の種別	内 容	施設等の種別	虐待を行った職員等の職種
中学男児	身体的虐待	手や木刀で叩く、エアガンで撃つ等の日常的な暴力行為	里親等	—
	身体的虐待	手で叩く等の日常的な暴力行為	里親等(同居人)	—

3 県が講じた措置

- ・里親委託措置解除
- ・里親名簿登録消除

【参考】 県の対応及び経過

- H26. 10. 26 警察署から児童相談所に被措置児童等虐待通告
児童の一時保護
12. 12 児童相談所から子育て支援課へ事実確認結果報告
12. 19 里親委託措置解除
- H27. 2. 20 里親委託措置解除に係る審査請求の收受
5. 7 審査請求却下
8. 18 宮城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置部会に措置経過について報告
9. 10 養育里親名簿登録消除

【関係法令等】

- 被措置児童等虐待とは
様々な事情により家庭での養育が困難であるため、施設等への入所措置等をされた児童等（被措置児童等）に対して、施設職員等が行う虐待をいう。
- 児童福祉法（関係条文）
第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。
- 児童福祉法施行規則
第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 知的障害児施設等及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種